

J R東海労
大二運分会

交差点

No. 265
2010年6月 2日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

「年間休日120日、完全付与」 勝ち取りました！

**皆さん！健康で働き続けるための休日は
しっかり付与されていますか？**

私たちは、就業規則に謳われている「1年間の休日（120日）」について、平成21年度内に組合員全員が完全に120日の休日を勝ち取ることが出来ました。

就業規則には、

第61条(公休日)「公休日は、特定の4週間に4日になるよう付与する。なお、4週間の始期は、昭和62年4月1日とする。」

第64条(特別休日)「特別休日は、1年間に、120日から当該1年間における日曜日の数を除いた日数を1箇月間に5日ないし6日の割合で付与する。」

(注)「1年間とは4月1日から3月31日までをいう。」

と書かれています。

皆さんの年間休日はしっかり120日間ありましたか！？

これまで会社は、1年間の休日が120日に満たない時に、公休日に関する付与方法が「特定4週の始期が昭和62年4月1日であり社員個々によってバラツキがある」旨の説明をし続けてきました。しかし、私たちは、注意として書かれているとおり1年間の120日の区切りが書かれている以上、規則どおりに付与するべきだと主張してきました。

職場では、年休が流れてしまっている問題や、一方的な休日出勤が常態化しています。要するに必要な要員が足りないことが問題なのではないでしょうか！

年休の完全消化も大切です。しかし、基本的な休日がしっかり付与されていることが大前提です。今後も、労働組合としても安全と健康を担保する休日数のチェックはしっかりと行ってきます。